

監査報告書

公立学校共済組合静岡支部
支部長 池上 重弘 様

監査員 伊藤 諭
監査員 橋本 純

地方公務員等共済組合法施行規程第 171 条及び公立学校共済組合運営規則(以下「運営規則」という。)第 54 条の規定に基づき、公立学校共済組合静岡支部の定期監査を実施したので、運営規則第 57 条の規定により下記のとおり報告します。

記

- 1 監査の年月日
令和 4 年 6 月 1 日 (水)
- 2 監査対象期間
令和 3 年 4 月 1 日～令和 4 年 3 月 31 日
- 3 監査事項
短期・厚生年金保険・経過的長期・退職等年金・業務・保健・貸付の各経理に係る事業の内容、諸帳簿、伝票、証ひょう書類、資産の管理
- 4 監査の結果の概要
各経理とも、諸帳簿等について適切な会計処理が行われており、業務についても適正に執行されている。
- 5 会計単位の長及び出納職員に対して直接注意した事項
なし
- 6 文書をもって注意しなければならない事項
なし

7 その他参考事項

- (1) 人間ドック等の契約については随意契約が多く、そのこと自体は問題ないが、契約に際して受託業者との信頼関係を構築の上、引き続き適正な価格での契約をお願いしたい。
- (2) 20代女性のメンタル不調が多い傾向にあることから、心の健康相談事業について、学校に近いベテラン相談員（スクールカウンセラー）もよいが、若い利用者との世代間のずれが生じないように、もう少し若い世代の相談員を含められないか、検討していただきたい。
- (3) 教職員元気回復事業等の一般事業については、知事部局や他支部との情報交換を行い、事業の実施状況や成功事例などを参考にして、より充実した事業となるよう検討をお願いしたい。
- (4) 貸付けの申込においては、特に住宅貸付けについて、契約書や住宅の図面・間取り等の書類を添付しなければならないが、それらには秘匿性の高い情報が含まれるため、個人情報保護の観点から、所属所を通さず申込者本人から直接共済組合へ送付する取扱いとできないか、可能な範囲で見直しを検討していただきたい。
- (5) メンタル不調による休職者については、治療をしながら安心して働くことができる体制づくりが、また、男性の育児休業取得者も増えていることから、仕事と子育ての両立が可能な職場環境づくりが重要であると考え。
共済組合は、休業した際の給付（傷病手当金や育児休業手当金など）やメンタルヘルスについてカウンセリングが受けられるなどの事業を実施しているが、「病気の治療と仕事」、「子育てと仕事」の両立が図られる職場環境となるよう、より一層の事業の充実について検討していただきたい。